

政 委 第 28 号

平成 16 年 12 月 10 日

国 土 交 通 大 臣  
北 側 一 雄 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会  
委員 長 村 松 岐 夫

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する  
勧告の方向性について

当委員会は、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」(平成 15 年 8 月 1 日閣議決定)等に基づき、独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘を行うこととされています。また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」(平成 16 年 6 月 4 日閣議決定)により、平成 17 年度末までに中期目標期間が終了する独立行政法人の相当数について、16 年中に見直しの結論を得ることとされています。これらを踏まえ、当委員会において、貴省所管の 6 独立行政法人(独立行政法人土木研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所、独立行政法人海技大学校、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海員学校)について、主要な事務及び事業の改廃に関して鋭意検討を重ね、今般、勧告の方向性の指摘事項として別紙のとおり取りまとめました。

今後貴省において、当該指摘を踏まえて見直しを進めていただき、本年中に予定される政府の行政改革推進本部の議を経た上でその内容を決定し、これに基づき新中期目標・中期計画の策定等を行っていただくこととなり

ます。その際は、本勧告の方向性の趣旨を最大限いかした見直し内容にしていただくとともに、特殊法人等から移行した独立行政法人と同程度に厳しく具体的な中期目標・中期計画となるようにお願いします。また、当委員会として見直しの実効性が具体的に発揮されるために特に必要であると考えている点を、政策評価・独立行政法人評価委員会委員長談話「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性の指摘に当たって」にまとめておりますので、これについても十分意を払っていただくようお願いいたします。

当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、政府の行政改革推進本部に意見を述べるとともに、独立行政法人通則法に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いたします。

## 独立行政法人海技大学校、独立行政法人航海訓練所及び独立行政法人海員学校の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人海技大学校（以下「海技大学校」という。）独立行政法人航海訓練所（以下「航海訓練所」という。）及び独立行政法人海員学校（以下「海員学校」という。）の主要な事務及び事業については、船員教育の構造改革の必要性を踏まえ、民間にできることは民間にゆだねることで一層の効率的かつ効果的な運営を図る観点から、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化・重点化することとし、以下の見直しを行う方向で今後更に検討を深めるものとする。

### 第1 船員養成事業

#### 1 船員労働市場の需要規模に見合った船員養成規模へのスリム化

海員学校において実施する船員養成事業については、海員学校の卒業生のうち海事関連企業への船員就職者と海技大学校進学者の合計が毎年度270人前後であること、海運業界において近年、求人倍率が低調であることを踏まえ、養成対象を専修科へ重点化しつつ、船員労働市場の需要規模に見合った船員養成規模とすべく、次期中期目標に向けて、算定の基礎となる需要予測、将来推計等を的確に行った上で適切な規模へスリム化の方向で検討を行うものとする。

#### 2 司ちゅう・事務科の在り方の検討

海員学校において実施する司ちゅう・事務科については、同科を卒業しなくとも調理師、栄養士等の資格を有する者が1年間の乗船履歴を積みれば船舶料理士資格の取得が可能であるほか、内航船における船内供食の在り方等の変化に伴い同資格に対するニーズが低迷していることから、次期中期目標に向けてその在り方について抜本的に見直すものとする。

### 第2 船員再教育事業

#### 1 上級海技士資格取得講習に関する事業の整理・スリム化

海技大学校が実施する上級海技士資格取得のための船員再教育事業については、海

技士科において、入学定員に対する入学者の割合が3分の1程度となっており恒常的な定員割れが生じている等の現状にかんがみ、講習を全体としてよりニーズに対応した効率的かつ効果的なものとするとの観点から、海上技術科、海技士科、講習科（海技課程）の3業務については、一体的に実施するものとする。また、3業務の一体的実施に伴う入学定員については、昨今の上級海技士資格取得に対する需要の動向を踏まえて、恒常的な定員割れが生じないような規模とすべく次期中期目標に向けて、算定の基礎となる需要予測、将来推計等を的確に行った上で適切な規模へスリム化の方向で検討を行うものとする。

## 2 上級海技士資格取得以外の講習等の再構築

海技大学校においては、海運業界の共益的事業としてふさわしい講習を実施する観点から、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも十分な教育が実施されないおそれがある場合を対象として必要最小限度の講習を実施するとともに、受益者負担の原則の導入等により、できる限り運営費交付金に依存しない運営体制を構築するものとする。

### 第3 航海訓練事業

練習船5隻体制への移行等に対応した要員の縮減等の整理合理化を進め、経費の節減を図るものとする。

### 第4 船員養成事業及び船員再教育事業の一体的実施

海員学校卒業生等が更に上級の資格を円滑に取得できる一貫教育システムの導入等により、海事教育全体のニーズにより柔軟に対応した事業運営体制を構築するとともに、管理機能統合によるより効率的な運営を推進する観点から、現行の船員養成事業及び船員再教育事業については、一体的に実施するものとする。

なお、その際には、第1及び第2で記載した事項に対応した要員の縮減等の整理合理化を進め、経費の節減を図るものとする。

### 第5 非公務員による事務及び事業の実施

海技大学校、航海訓練所及び海員学校の事務及び事業については、民間、大学等との人事交流を促進し、より一層の成果を上げる観点から、公務員以外の者が担うものとする。